

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

規 則

○開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則（七）
 ○・都市計画課）……………1

規 則

開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十九年十一月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十号

開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

開発行為等の規制に関する規則（昭和四十六年秋田県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「都市計画法施行規則」を「及び都市計画法施行規則」に改め、「及び都市計画法施行令第三十一条の開発区域の面積を定める条例（平成十五年秋田県条例第三十号）」を削る。

第三条中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改める。

第九条の表法第三十五条の二第二項の項中「様式第二号の二」を「様式第三号」に改め、同表法第三十五条の二第三項の項中「様式第二号の三」を「様式第四号」に改め、同表法第八十一条

第四項の項中「様式第二号の四」を「様式第五号」に改め、同表省令第十六条第二項の項を削り、同表省令第十七条第一項第三号の項中「様式第四号」を「様式第六号」に改め、同表省令第三十六条第一項の項及び第三条の項を削る。

第十条を次のように改める。

（書類の経由及び部数）

第十条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類

は、当該申請又は届出に係る土地の区域を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

2 前項の書類の部数は、正本一部及び副本一部とする。ただし、同項の土地の区域が二以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該市町村の数と同じ数とする。

様式第五号及び様式第六号を削り、様式第四号を様式第六号とする。

様式第三号を削り、様式第二号の四を様式第五号とし、様式第二号の三を様式第四号とし、様式第二号の二を様式第三号とする。

附 則

この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。ただし、第九条及び第十条の改正規定、様式第五号及び様式第六号を削り、様式第四号を様式第六号とする改正規定並びに様式第三号を削り、様式第二号の四を様式第五号とし、様式第二号の三を様式第四号とし、様式第二号の二を様式第三号とする改正規定は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄